## 令和 6 年分利子補給金の交付手続き Q&A

## Q1. 書類の提出はいつまでになりますか?

令和7年2月28日(金)までに申請をお願いいたします。

## Q2. 借入が複数ある場合、複数回の申請が必要ですか?

1度の交付申請で問題ございません。

ただし「お支払額明細書」については該当するものを全て提出してください。

#### Q3. 交付申請書兼請求書に金額は記載しますか?※郵送申請の場合※

金額については日本政策金融公庫に照会した後、当所で記載をいたします。未記入で提出してください。

## Q4. 市民税の領収書を紛失してしまった場合どうしたらいいですか?

納税証明書を取得していただきます。詳しくは「利子補給申請に係る必要書類について」をご確認ください。

## Q5. 法人市民税の領収書はいつのものを提出すればよいですか?

直近決算期のもの(納期が到来しており税額が確定のもの)を提出いただきます。

## Q6. 個人事業主ですが市民税の領収書はいつのものが必要ですか?

令和5年度の4期分(納期限6月、8月、10月、1月)のうち、

申請時点で納期限が到来しているものを全てご提出ください。

#### Q7. 利子補給の見込み額を知りたいのですがどうすればよいですか?

利子補給の見込み額については、日本政策金融公庫への照会完了後、2 月中旬までに通知いたします。 相模原商工会議所ホームページから DL 出来る「利子補給見込み額算定シート」で計算することも可能です。

## Q8. お支払額明細書を失くしてしまったのですがどうすればよいですか?

紛失の場合は事後提出で可とします。その他の書類を先行して提出してください。

※紛失の場合、「日本公庫ダイレクト」にて発行依頼が可能です。

https://direct.jfc.go.jp/w000 topb

#### Q9. 交付申請書兼請求書に押捺は必要ですか?

押印不要です。

#### Q10. 市税が口座振替のため領収書がありません。何を提出すればよいですか?

口座振替で納税している場合は、

- ①納税証明書を取得頂く、
- ②納税通知書と引き落としされた通帳の該当ページを提出頂く、の何れかの方法で対応をお願いします。

#### Q11. 1月決算で市税の納期限が3月末になる場合、いつの納税証明を提出すればよいですか?

申請時点で確定している税に未納がないことをチェックするので、このケースでは令和 6 年 1 月期の法人市民税のエビデンスで構いません。

# Q12. 本店所在地が市外で支店が市内となりますが、申請書はどちらの住所を記載すればよいですか?

この場合、相模原市内の所在地のご記入をお願いします。

ただし、市税が課税されていない場合は利子補給の対象外となります。

## Q13. お支払額明細書の種別に「マル経」の記載がないですが、どれを出せばよいですか?

発行時期によって、「経営改善貸付」、「経」の場合がございます。何れかをご提出ください。